

## 理 由

現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向けた改革の一環として、公的年金等控除の上乗せ措置及び老年者控除の廃止等年金税制の改正、住宅借入金等に係る所得税額控除制度の延長、居住用財産の買換え等の場合の損益通算及び繰越控除制度の拡充、土地建物等の長期譲渡所得の税率の引下げ等住宅・土地税制の改正、非上場株式の譲渡に係る税率の引下げ、特定中小会社の特定株式の取得等に係る投資促進税制の対象範囲の拡充等の中小企業等の支援のための改正並びに公募株式投資信託の受益証券を譲渡した場合における上場株式等に係る優遇税率の適用等金融・証券税制の改正を行うとともに、法人の欠損金の繰越期間の延長、連結法人の法人税率の特例措置の廃止、租税条約の相手国との間で課税の取扱いが異なる事業体に係る課税の特例の創設等を行うほか、特定余暇利用施設の特別償却制度の廃止等既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて特別国際金融取引勘定に係る利子の非課税制度等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等、所要の措置を一体として講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。